

鯨類科学調査計画

令和3年3月
農林水産省

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）第6条第1項の規定に基づき、鯨類科学調査計画を次のとおり定める。

第1 鯨類科学調査の実施のための基本的な事項

1 目的

鯨類科学調査は、次に掲げる目的のために実施するものとする。

- (1) 捕獲可能量の算出等鯨類の適切な資源管理方策を策定するために必要な科学的情報（鯨類の個体数、系群構造、回遊生態、年齢組成、繁殖生態等）の収集
- (2) 鯨類と海洋生態系との関わりを解明するために必要となる科学的情報（鯨類の食性、餌料生物を始めとする生態学上関連する種、生息環境、気候変動による鯨類の分布変化等）の収集
- (3) 鯨類及び関連する生態系全般の持続的な利用に資すると認められるその他の科学的情報の収集

2 実施海域

(1) 鯨類科学調査は、次の各号に掲げる海域で行うものとする。

- ア 北太平洋（日本海、東シナ海、オホーツク海、ベーリング海等の隣接海域を含む）の海域
- イ 南極海（南緯60度以南の水域）及び南半球中低緯度海域（南緯60度以北の南半球の水域）
- ウ その他国際的な海洋生物資源の管理に貢献するために実施される鯨類科学調査が行われる海域

(2) 鯨類科学調査の実施海域、航路等の詳細は、毎年度、当該鯨類科学調査の実施主体が、必要に応じて、水産庁、鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の機関、専門家等（以下「関係者」という。）と協議の上決定する。

3 方法

(1) 鯨類科学調査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- ア 船舶又は航空機（無人航空機を含む）による目視調査

- イ 生検試料採取（バイオプシーサンプリング）^(注1)
- ウ 標識装着^(注2)
- エ 写真撮影^(注3)
- オ 音響調査^(注4)
- カ 母船式捕鯨業、基地式捕鯨業及び漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けて行われる小型鯨類を対象とした漁業（以下「捕鯨業」という。）によって捕獲された個体、捕鯨業以外の漁業によって偶発的に捕獲された個体又は座礁若しくは漂着した個体からの標本収集
- キ 海洋観測調査^(注5)
- ク その他上記1の規定に掲げる目的を達成するために必要な調査

(2) 鯨類科学調査の実施に当たっては、当該鯨類科学調査の実施主体が、必要に応じて、関係者と協議の上、その目的、対象種、実施海域、海洋環境等を勘案し、上記(1)の方法を適切に組み合わせて実施する。

4 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

(1) 鯨類科学調査の実施主体は、上記1の規定に掲げる目的のため、必要に応じて、次の各号に掲げる情報を利用し、鯨類科学調査を実施する。

- ア 捕鯨業の操業に関連する情報
- イ 捕鯨業以外の漁業による偶発的な鯨類の捕獲に関連する情報
- ウ 座礁又は漂着した鯨類に関連する情報
- エ 鯨類の餌生物資源及び海洋環境に関する情報

(2) 鯨類科学調査の実施主体は、最新の調査技術に関する情報を収集し、それらを適切に鯨類科学調査に利用する。

(3) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、鯨類科学調査で得られたデータ（この鯨類科学調査計画の策定前に得られたものも含む。）について、データベース等の構築を通じて、これを適切に管理する。

(4) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、国際的な海洋生物資源の管理に貢献するため、鯨類科学調査により得られた知見（捕鯨業の操業を通じて得られる知見を含む。）又はその分析結果について、ウェブサイトへの掲載、関係国際機関への報告、関係国との共有、学術雑誌への投稿等を通じて公表する。

(5) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、関係者と協議の上、鯨類科学調査の意義及び重要性に関する国内外の理解を増進するために必要な情報収集、情報発信及び啓発活動を行う。

(6) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、本計画の実施に当たって、鯨類科学調査に従事する者及び調査船舶の航行等の安全を確保する。

第2 鯨類科学調査の詳細

鯨類科学調査は、第1の規定に記載した事項に基づき、別紙に従って実施するものとする。また、調査の実施期間は、別紙に記載する調査ごとに関係者と協議の上決定する。

第3 その他

この計画については、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律第5条第1項の規定に基づく鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針の改訂等、鯨類科学調査を取り巻く状況の変化を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。

注1：核酸、安定同位体比、脂肪酸組成等を解析するため、鯨類の表皮等の一部を採取するものを指す。

注2：装着型標識（プラスチックタグ等）及び電子標識（衛星標識や記録型電子標識等）を含む。

注3：外見上の特徴（色、ひれの形状、傷跡等）により、種判別や鯨類の個体識別ができるようにするため、発見された鯨類を撮影するものを指す。

注4：鯨類の存在、頭数、位置、種、行動パターン等を把握するため、水中マイクやセンサーを利用して鯨類の鳴音を検知するものを指す。

注5：海洋環境の状態や変化を把握するため、調査船からの海洋観測機器投入による水温、塩分等の測定及び海洋漂流物の記録等を行うものを指す。

(別紙)

鯨類科学調査の詳細

調査名	主な目的	実施海域	主な方法	その他
北太平洋における鯨類資源に関する調査	北太平洋における大型・小型鯨類の系群構造の把握、その資源量推定、食性の把握等のために必要な科学的情報の収集	北太平洋	<ul style="list-style-type: none">・目視調査・バイオペシーサンプリング・標識装着・写真撮影等	
日露共同オホーツク海鯨類目視調査	オホーツク海等におけるミンククジラ等の分布、密度等の把握のために必要な科学的情報の収集	オホーツク海及び周辺海域	<ul style="list-style-type: none">・目視調査・写真撮影等	ロシアとの共同調査。具体的な調査の実施海域及び調査方法は、ロシアとの共同作業部会において決定。
IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査 (IWC-POWER: IWC-Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research)	北太平洋海域における大型鯨類の資源状況の解明等に必要な科学的情報の収集	北太平洋	<ul style="list-style-type: none">・目視調査・バイオペシーサンプリング・標識装着・写真撮影・音響調査・海洋観測調査等	IWCとの共同調査。具体的な調査の実施海域及び調査方法は、IWC科学委員会及び関連する作業部会において決定。

<p>南極海鯨類資源調査 (JASS-A : Japanese Abundance and Stock-structure Surveys in the Antarctic)</p>	<p>南極海における大型鯨類に関する資源量推定、分布・回遊・系群構造の推定等に必要な科学的情報の収集</p>	<p>南極海等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視調査 ・ バイオプシーサンプリング ・ 標識装着 ・ 写真撮影 ・ 海洋観測調査等 	
<p>北太平洋における鯨類鯨体調査</p>	<p>北太平洋における大型・小型鯨類の系群構造、年齢組成、繁殖生態、食性等の把握のために必要な試料等科学的情報の収集</p>	<p>北太平洋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕鯨業によって捕獲された個体、捕鯨業以外の漁業によって偶発的に捕獲された個体又は座礁若しくは漂着した個体からの標本収集等 	